

以下に掲げる事項等については、選定療養費（※）として、患者さんにご負担いただく必要がございます。

（※）選定療養費とは、患者さんの選択により生じる保険診療以外の費用のことをいいます。

#### ○特別室使用料

次の部屋をご使用された場合、1日につき、診療費にそれぞれの金額が加算されます。

| 病室   | 料金（税抜）  | 料金（税込）  |
|------|---------|---------|
| 特別病室 | 26,000円 | 28,600円 |
| 特A病室 | 10,000円 | 11,000円 |
| 特B病室 | 8,000円  | 8,800円  |
| 特C病室 | 7,000円  | 7,700円  |
| 特D病室 | 6,000円  | 6,600円  |

※消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については、税抜の料金となります。

※入院又は退院当日の特別室使用料は、入院又は退院時の時間にかかわらず1日分の料金となります。

※特別室から転室した日の特別室使用料は、転入した室の料金となります。

※病状により個室入室を医師が指示した場合は、料金を徴収しません。

#### ○特定機能病院における紹介状なしの受診時における定額負担額

| 区分     | 料金（税抜）  | 料金（税込）  | 区分     | 料金（税抜） | 料金（税込） |
|--------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 初診（医科） | 10,000円 | 11,000円 | 再診（医科） | 3,000円 | 3,300円 |
| 初診（歯科） | 5,000円  | 5,500円  | 再診（歯科） | 2,500円 | 2,750円 |

※消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合について税抜の料金となります。

※他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合を除きます。

#### ○入院期間が180日を超えた日以降の入院に係る特別料金

一般病棟（1日につき）……………2,838円

#### ○前歯部の鋳造歯冠修復に使用する金合金又は白金加金の支給

#### ○金属床による総義歯の提供

#### ○う蝕に罹患している患者（う蝕多発傾向を有しないものに限る）であって継続的な指導管理を要するものに対する指導管理料

フッ化物局所応用（1口腔1回につき）……………1,100円

#### ○後発品のある先発医薬品（長期収載品）で、先発医薬品の処方を希望された場合に係る特別の料金

先発医薬品（長期収載品）と後発医薬品の薬価差額の4分の1相当額

※上記金額は消費税の課税対象であるため、消費税額分をあわせ、ご負担いただきます。